

北秋津小学校いじめ防止基本方針

～明日の未来を担う子供たちのために～



所沢市立北秋津小学校

令和7年3月改定版

北秋津小学校 いじめ防止基本方針

- 1 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 いじめの未然防止
- 5 いじめの早期発見
- 6 いじめへの対処
- 7 地域や家庭との連携
- 8 関係機関との連携
- 9 重大事態への対処

1 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

所沢市では、平成29年度から連続して発生している市内中学生の命に関わる事案を教訓に、いじめ撲滅に向けた取組を実施しています。

そこで、本校ではいじめ防止対策委員会が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童生徒が安心して楽しく学べる学校づくりを、より一層推し進めていきます。

2 いじめの定義

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によります。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

3 いじめの理解

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していきます。

4 いじめの未然防止

(1) 基本姿勢

- ①いじめは重大な人権侵害であり、許される行為ではありません。
- ②いじめはどの子供にも起こり得るという認識に立ち、いじめの未然防止に全力で取り組みます。
- ③いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった子供に寄り添い守ります。
- ④いじめ問題について、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期対応・解決に全力で取り組みます。
- ⑤11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、意識の高揚を図ります。
- ⑥いじめの未然防止に資するための所沢市「心のエネルギープロジェクト」に取り組み、子供の自己肯定感を高めます。6・7月をプロジェクト月間とします。

(2) 学校の取組

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や、心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組を徹底し、また必要に応じて見直ししながら、過去のいじめ重大事態を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組をします。

児童からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。

「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」、「児童会が中心となったいじめ防止」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

①集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、児童に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見と自殺予防に努めます。

②「子どもの人権」の啓発推進

児童がお互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組をしたり、教職員の研修会の中で、「子どもの人権」について啓発したりします。その際には、以下の点に留意します。

ア いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないことを理解させます。

イ いじめは刑事罰の対象

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させます。

ウ いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童も、自分たちが「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるように啓発します。

エ 配慮が必要な児童について

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

③ 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童生徒の豊かな心を育み、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

④ 情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。特に家庭でのSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」「依存性」「健康面」等の観点から、親子で一緒に利用のルールを決めることができるように啓発していきます。

学校で児童に一人一台配布されているタブレット端末は、端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導をします。

5 いじめの早期発見

（１）定期的ないじめの実態把握と対応

定期的にいじめに関する調査（こころと学校生活のアンケート）や児童と担任の個人面談を実施し、いじめは起こりうるとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有をします。アンケートでは本音を書けない、書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分に認識したうえで実態把握に努めます。また相談室の活用について児童・保護者に積極的に知らせ、学校へ相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウ

セラや心のふれあい相談員と教諭や養護教諭が連携して、複数の目で子供たちを見守ります。

対応に必要なケースについては、事実確認とともにまずいじめられた側の児童の保護者と十分に連携を図ります。後に状況の改善が見られたとしても、いじめが解決したと安易に判断せず、長期的な見守りを継続します。

また、保護者や地域へ、いじめ問題の理解を深めるための広報・啓発活動を進め、校外におけるいじめの実態把握にも努めます。

（２）教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、各支援員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラーといった児童に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子供に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して、校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力を向上させ、共通理解のもと個々の児童への指導の充実を図ります。

児童生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図ります。

6 いじめへの対処

(1) いじめ防止に係る組織づくり

学校におけるいじめ防止のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、定例会とともに、必要に応じて会議を行います。なお、学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。

		定例会議 (生徒指導・教育相談部会)	いじめ防止対策委員会	緊急時会議	
会議		校内委員会 (月1回)	なかよしアンケート後 (年3回の定例会と、 必要に応じて実施)	ケース会議	全体会議
内容		- 月の生活目標の振り返り - 特別の配慮や支援を要する児童や、いじめ等の情報共有を行い記録 - 問題行動の共通理解と対策を検討	- いじめ防止のための対策 - いじめ問題の把握、分析 - 重大事態に係る事実関係の調査に関する事 - その他、本校が必要と認める事項に関する事	いじめの 解消	重大事案 発生時また 発生のある場合 の緊急対応
構 成 員	複数の教職員 ※1	○	○	○	○ (全教職員)
	心理、福祉等に 関する専門的な 知識を有する者 ※2	×	△ (必要に応じて)	○	○
	その他の関係者 ※3	○	○	○	○

- ※1 生徒指導・教育相談部会員 (校長、教頭、教務主任、養護教諭、各学年代表、生徒指導主任、教育相談主任)
- ※2 教育相談担当指導主事、教育委員会学校心理士、所沢警察署、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ※3 関係学年主任、該当児童担任、教務部関係者、必要に応じて所沢市教育委員会指導主事・健やか輝き支援室支援員

(2) 教育相談の充実

①児童が相談しやすい校内体制の工夫

教育相談期間を設定したり、児童が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努めます。

②多面的な相談体制の構築

校内に組織されている生徒指導・教育相談部会だけではなく、いじめ防止対策委員会やケース会議に校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

(3) 加害児童、周りにいる児童への実効性のある指導

①毅然とした指導の徹底

加害児童への指導は、全教職員が毅然とした態度で臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等で個別の対応を行います。暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して進めます。

②保護者と連携した取組

加害児童への指導は、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。「北秋津小学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページへ掲載し、保護者や地域住民が内容を確認できるようにするとともに、入学時や年度初めに、児童や保護者、関係機関等に周知します。

③加害児童に対する成長支援

成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応を検討、実行します。

④周りにいる児童への指導

「周りではやし立てる児童への対応」「見てみぬふりをする児童への指導」「学校全体への指導」について、教職員で共通理解をもって対応します。

(4) 児童の主体的な活動の推進

児童会において、児童が主体的にいじめについて考え、改善に向けた行動を自ら進められるように指導します。また、児童生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

(5) いじめの解消の見届け

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とはなりません。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消を判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していることを確認します。ただし、校内いじめ防止対策組織にて、その被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定します。これらの期間が経過するまでは、教職員は被害・加害児童の様子や状況を注視します。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童及びその保護者に対し、被害児童がいじめの行為により、もう心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り、安全・安心を確保する責任を有します。校内いじめ防止対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、支援の内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応を策定し、実行します。

※いじめが解消している状況とは1つの段階に過ぎず、再発する可能性がありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害・加害児童について日常的に注意深く見守ります。

※卒業をもって直ちに解消していると判断することがないようにします。

※アンケートの保存期間は、少なくとも5年間とします。

7 家庭や地域との連携

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、学校応援団（安全安心ボランティア等）と連携した児童の見守りを検討します。

(2) 校種間及び関係機関との一層の連携

小・中連携の視点から、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。また、卒業、転出入時における情報連携は特に丁寧に行います。その際、必要に応じて地域関係者（民生委員・児童委員、主任児童委員等）との連携を進めていきます。

(3) 保護者の役割

「所沢市いじめ防止基本方針」（令和7年2月改定版）で、以下のように示されています。

(3) 家庭や地域との連携 (3) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家庭や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的な生活習慣を身に付けさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考えます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

①規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

【心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例】

- ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる」など強要する行為
- ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為
- エ 相手がいないかのようにふるまう無視する行為
- オ 人のものを隠したり、勝手に使ったりする行為
- カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

②いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

③関係機関と協力すること

いじめ防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。特に子の教育について第一義的責

任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まず学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

また、いじめ防止対策推進法第9条には、以下が示されています。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものとして解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法】

8 関係機関との連携

いじめの要因は様々であることから、関係機関と連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。

※関係機関…健やか輝き支援室、教育センター教育相談室、児童相談所、こども家庭センター、所沢警察、県立総合教育センター、ほうかごところ、学童、児童クラブ、児童館、福祉関連機関、医療機関

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義及び解釈

①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法には、以下が示されています。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

②重大事態の解釈

いじめ防止対策推進法第28条の解釈について、本校では文部科学省が示している「いじめ防止等のための基本的な方針」に従います。

・「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

・また、生徒や保護者からいじめられ重大事態に至ったと申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」】

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

(3) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

(4) 調査結果の提供および報告

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーや人権に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。また、調査の結果は、所沢市教育委員会に報告されます。

作 成	所沢市立北秋津小学校
連絡先	所沢市北秋津623番
	電話 04-2993-2393
	E-mail kitaakitu-e@tokorozawa-stm.ed.jp
発行日	令和7年3月21日